

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支援決定） 第二十五条（略） 259（略） 10 支援決定は、平成二十五年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。 （債権等の譲渡その他の処分の決定等） 第三十三条（略） 2（略） 3 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から三年以内（第二十五条第十項ただし書の認可を受けて支援決定を行った場合は、平成二十八年三月三十一日まで。以下この条において同じ。）に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならない。</p>	<p>（支援決定） 第二十五条（略） 259（略） 10 支援決定は、機構の成立の日から二年以内に行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、当該成立の日から二年六月以内に行うことができる。 （債権等の譲渡その他の処分の決定等） 第三十三条（略） 2（略） 3 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から三年（第二十五条第十項ただし書の認可を受けて支援決定を行った場合は、機構の成立の日から五年。以下この条において同じ。）以内に、当該支援決定に係るすべての再生支援を完了するように努めなければならない。</p>